

## 発達支援センターの多機能型事業所への移行について

### ○事業化について

発達支援センターは、平成24年度から北海道の「市町村こども発達支援センター事業」実施要領に基づき、障がい児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、心身の発達を総合的に支援してまいりました。

令和5年度から、更なる療育及び支援の拡充を行うため、発達支援センターの療育事業を児童福祉法（第6条の2の2）に定める障がい児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）事業として、道からの指定を受けて事業実施する多機能型事業所（事業化）へ移行することといたしました。

#### ①療育支援の拡充

- 就学前支援において、運動発達におけるバランス(感覚運動)の偏り・経験不足による遅れが見られる児童が増加傾向。小中学校においても、適応に困難が見られる児童が増加、心理検査及び不登校などの相談も増加傾向にあることから、幼児期から学齢期まで切れ目のない専門的な支援体制が必要。

⇒新たに作業療法士と心理士を増員配置

- ・療育の量の増加(幼児療育を月3回⇒4回、学齢期グループ療育を月2回⇒3回)
- ・専門職の配置による療育の質の向上(委託⇒職員の配置)
- ・保育所等訪問支援事業による集団適応のための療育の充実
- ・心理検査、発達相談のほか、児童に対するカウンセリングや学校の校内支援委員会への参加、施設訪問(巡回相談)など、より早期から切れ目のない支援体制の構築
- ・発達支援センターから町内外事業所を利用する児童及び地域の事業所の利用が望ましい児童に対する連携、民間の放課後児童デイサービス事業所への訪問など連携体制の構築

#### ②本町地区の事業所の確保

- 民間事業所は札内地区にしかなく、札内地区まで送迎を行っている帯広の事業所も多い。また、本町地区に事業所がないことから、地域間格差の是正が必要。

⇒事業化によって、本町地区の児童に対して療育の質と量を確保

#### ③忠類・駒島地区の発達支援の現状と方向性

- 忠類地区の児童は、南十勝こども発達支援センター(広域運営)を利用しているが、近年の利用児童数は年間実人数で6~10名。療育回数は1人当たり月2~3回程度。
- 駒島地区の乳幼児の発達相談(健診以外)と療育支援及び南十勝を利用していない忠類地区の児童の発達検査・相談は町発達支援センターが実施している。

⇒町発達支援センターによる忠類ふれあいセンター福寿でのサテライト実施により、忠類・駒島地区の療育の量の確保と継続的な支援を行う(令和6年度予定)